

山口市文化振興ビジョン検討懇話会設置要綱

(目的)

第1条 山口市文化振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定に関し、広く市民の意見を聴くことを目的として、山口市文化振興ビジョン検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、ビジョンの策定に関する諮問に対して調査研究し、提言、提案するものとする。

(委員)

第3条 懇話会の委員は、15名程度とする。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化に関する有識者
- (3) 教育、経済団体関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から平成32年3月末日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会議を取りまとめる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 文化政策に関する将来を見据えた戦略的な取り組み等について、専門的見地から審議を行うため、懇話会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、市長が委嘱する。

3 専門部会には、市長が指名する部会長及び部会長の指名による副部会長を置く。

4 部会長は、専門部会を代表し、会議を取りまとめる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、交流創造部文化交流課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。